

## 国内経済要録

### ◇マネーサプライ見通しの公表について

日本銀行は、今後四半期ごとにマネーサプライ見通しを公表することとし、7月11日、当面7～9月の見通しとして「M<sub>2</sub>の前年比伸び率でみておおむね11%台、若干の振れがあるとしても12%前後とみられる」と発表した。日本銀行は、金融政策の運営上、他の諸指標と併せてマネーサプライの動向には特に注意を払っているところであるが、今般その見通しを公表することとしたのは今後マネーサプライに対し各方面の一層の関心と理解を求めていく必要があると考えたためである。

### ◇国民経済計算体系(新SNA)移行について

経済企画庁は、国際連合が提示した国民経済計算体系(新SNA)に沿って、わが国の国民経済計算の整備、改善を図るため、国民経済計算調査会議(昭和49年4月12日閣議決定により設置)の協力を得て所要の作業を行ってきたが、8月4日、作業結果を閣議に報告、閣議はこれを決定した。

これにより、従来の国民所得統計(以下旧統計)は、同日より、全面的に新SNAに切替えられることとなった。新SNAの特徴および集計結果の概要は次のとおり。

#### 1. 新SNAの特徴

##### (1) 対象範囲の拡大

新SNAは、国民所得勘定(GNP)を中心に、産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表および国際収支表の5つの勘定を、体系的、整合的に統合したものである。このため、旧統計に比較して対象範囲が著しく拡大し、経済活動をフロー(所得)とストック(資産)、モノ(実物取引)とカネ(金融取引)の面から多角的、総合的に分析、把握できることとなり、情報量は飛躍的に拡大した。

新SNAの全体系にわたる推計が行われたのは、世界においてわが国が最初である。

##### (2) 内容の精緻化

新SNAの内容は、旧統計に比べて、商品別、産業別、目的別、形態別、経済主体別に内容の細分化、精緻化が図られ、ミクロの情報が大幅に増大した。

##### (3) 推計方法の改善

新SNAにおいては、推計方法の抜本的な改善を行った。

旧統計の推計では、主として家計、企業などの経済主体に関する統計を利用していた(人的接近法)が、新SNAでは、主として各種の生産統計を利用して推計する方法を採用した(物的接近法)。

また、国民総支出の実質化の方法を精緻化したほか、新たに産業別国内総生産の実質化の方法を開発した結果、実質系列については支出、生産両系列の二面等価が初めて達成された。

#### 2. 新SNAの推計結果

新SNA全体系にわたる計数は、昭和45～51年度までであるが、このうち、分配、支出系列については40年度まで遡及推計を行った。

新SNAは、旧統計と概念、範囲および推計方法が異なるため、計数的にも若干の差が生じている。そのうち、国民総支出の概要は次のとおりである。

##### (1) 国民総支出の規模

新SNAの国民総支出の規模は一貫して旧統計より大きい。例えば、昭和51年度は171兆3千億円で、旧統計の169兆2千億円を2兆1千億円、率にして1.3%上回っている。これを項目別にみると、民間最終消費支出、民間企業設備は旧統計よりかなり大きい、民間在庫品増加、政府最終消費支出は旧統計よりかなり小さい。

また、昭和51年度の国民1人当たり国民総支出は新SNAでは151万6千円であり、旧統計の149万7千円を1万9千円上回っている。

##### (2) 経済成長率

新・旧国民総支出の成長率を比較してみると、両者間の開きは年により異なるが、最近はかなり接近している。例えば、昭和49～51年度の3年間の実質成長率は新SNAでは-0.0%、3.2%、5.8%となっているが、旧統計では-0.2%、3.4%、5.7%で、その差は±0.1～0.2%である。

また45～51年度の平均成長率は新・旧統計とも5.0%で、両者は一致している。

### ◇国債価格変動引当金の創設に関する大蔵省通達

大蔵省は、7月31日、新たに国債価格変動引当金の創設を認めた「銀行の経理基準の一部改正について」を都市銀行、地方銀行、長期信用銀行および信託銀行あて通達した。その概要は次のとおり。

1. 53年9月期より、国債価格変動引当金として、期末における国債の帳簿価格の1,000分の10を累積限度として、別に定めるところにより、每期計画的に繰入れることとする。

2. 国債価格変動引当金は、国債の償却、売却損等が発生した場合には、別に定めるところにより、これを取り崩すものとする。

#### ◇相互銀行20行のオンライン業務提携について

大蔵省は、7月10日、相互銀行20行による店舗内CDのオンライン業務を認可した。同業務提携の内容は次のとおり。

##### 1. 業務内容

各相互銀行店舗内CDによる普通預金(総合口座を含む)の代払い。

##### 2. 利用対象

個人の普通預金(総合口座を含む)の取引先で、かつCDカードの所有者。

##### 3. 業務開始

53年11月下旬の予定。

#### ◇都市銀行等の新種カード・ローンについて

都市銀行および地方銀行の一部行は、このほど、当座貸越を主体とする個人向け新種カード・ローンの取扱いを行う旨、発表した。

同ローンの概要等次のとおり。

##### 1. 契約内容

当座貸越が基本で、これに普通預金を付帯させたものの。総合口座との連結も可能。

##### 2. 貸付の条件

- (1) 対象 個人顧客で信用審査に合格したもの。
- (2) 限度額 50万円
- (3) 担保等 物的担保、連帯保証人とも不要。  
ただし、信用保証機関による保証付。
- (4) 金利等 年9%(保証料を含む)  
手数料 500円(カード発行コスト等)
- (5) 期間 1年ないし3年ごとに更新。

##### 3. 貸付、返済方法等

- (1) 貸付 ローン用カードでCDを通じ当座貸越を行う。普通預金の残高不足の場合にも付帯契約により貸越がうけられる。
- (2) 返済 随時ないし毎月定期に返済する。

##### 4. 取扱い開始日

7月17日以降(各行区々)。

#### ◇進学積立郵便貯金の取扱い開始について

郵政省は、「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」(6月30日成立、7月4日公布、17日施行)に基づき、進学積立郵便貯金の取扱いを7月17日から開始した。同貯

金は、「進学資金の小口貸付制度(注)」の利用の条件として積立を要する貯金で、その概容は次のとおり。

(注) 進学積立郵便貯金の積立者に対する進学資金を貸付ける制度で、国民金融公庫が郵政省に対し貸付所要資金を交付し、郵便局がその貸付事務を代行。

##### 1. 据置期間(積立開始後、借入の権利を取得するまでの期間)

預入日から起算して1年以上3年以下の範囲において預入者が定める期間(ただし、53年10月31日までの間に第1回目の積立分が預入される分については、6か月以上3年以下の範囲)。

##### 2. 金利

(単位・年%)

据置期間	金利
進学ローンの借入を受けた場合	
2年以下	2.64*
2年1か月以上	2.88*
* ただし、据置期間完了後2年を経過した時点からは通常の郵便貯金<金利年2.4%>となる。	
進学ローンの借入を受けなかった場合	
2年未満	2.88
2年	3.00
2年1か月以上	3.12
期間中に中途解約した場合	
1年未満	1.80
1年以上2年未満	2.04
2年以上	2.28

##### 3. 預入額

1回の預入額は1万円以上4万円以下で5千円の倍数を毎月同額預入する。ただし、年1回に限り、これを変更できる。

##### 4. 総預入額限度

総預入額限度は54万円までとする。

#### ◇全国信用金庫連合会の住宅ローン(代理貸分)金利引下げについて

全国信用金庫連合会は、7月20日、住宅ローン金利(代理貸分)を次のとおり引下げの旨発表した。

##### 1. 新規貸付分(8月1日以降実施)

(単位・年%)

期 間	新利率	改訂前	引下げ幅
10年以内	7.8	8.3	△0.5
10年超	8.3	8.8	△0.5

##### 2. 既往貸付分(10月返済分より実施)

49年1月から52年9月末までの貸付実行分については一律に、0.2%(ただし現行利率が年10.0%以上の場合は0.1%)。

#### ◇共済農業協同組合連合会の貸出対象拡大について

農林水産省は7月27日、「農業協同組合および農業協同組合連合会の共済事業に係る財産の運用方法を定める省令」および同関連通達等の一部を改正し、新たに、共済農業協同連合会の貸出対象として、次の2項目を追加した。

1. 公募事業債格付基準A格以上の法人に対する無担保貸出。
2. 共済事業を行う組合が組合員または農民(組合員を除く)に対して行う生活改善資金貸出の原資貸出。

#### ◇昭和53年度産米の政府買入価格の改訂について

政府は7月8日、53年度産米政府買入価格について、

基本米価を44年度以来9年ぶりに据置く一方、良質米奨励金の増額や減反奨励金の交付によって実質1.54%の引上げを決定した。その概要、次のとおり。

#### 1. 基本米価は60kg当り17,251円と据置き(注)。

(注) 52年度産米の基本米価は60kg当り17,232円であるため、53年度産米の基本米価が60kg当り19円引上げられたかたちとなっているが、これは、本年度から米の等級数が削減(5→3等級)され、等級間格差が拡大したことによるもの。

#### 2. 自主流通米に対する良質米奨励金の増額。

Aランク 60kg当り1,500円(前年同1,200円)

Bランク 60kg当り750円(前年同600円)

#### 3. 減反奨励金(水田利用再編推進特別交付金)

本年度限りの措置として、「減反奨励金」を新設し、転作目標を達成した農家に対し60kg当り100円と、転作面積10アール当り3,500円を、市町村を通じて交付(引上げ率1.14%に相当)。